



最高裁秘書第1329号

平成29年3月28日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成28年度（最情）諮問第40号

(担当) 秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330(直通)

平成29年3月27日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 濟問日等

(1) 濟問日

平成29年3月27日

(2) 濟問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所が開示した以下の文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を開示とした判断に対し、本件対象文書の開示部分のうち、氏名という特定の個人を識別することができるよう記述の部分を除くことにより、修習地及び組を公にしても、個人の権利利益を害するおそれはないといえるから、開示情報に該当しない旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

ア 「第68期導入司法修習生名簿（和光寮50音順）」

イ 「第69期導入司法修習生名簿（和光寮50音順）」

2 理由

(1) 開示申出の内容

第68期及び第69期司法修習生のうち、税務大学校の学寮に入寮した人数
が分かる文書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成28年12月22日付けで本件対象文書を対象文書として特定し、本件対象文書の一部を不開示とする判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 最高裁判所が本件対象文書のうち一部不開示としたのは、司法修習生の氏名、修習地及び組に関する情報であるが、これらの情報は、一体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第1号）に相当する。

イ 苦情申出人は、特定の個人を識別することができることとなる氏名の記述を除くことにより、修習地及び組を公にしても、個人の権利利益を害するおそれはないから、これらの情報は不開示情報に該当しない旨主張する。しかし、修習地及び組については、それだけで直ちに特定の個人を識別することができる情報とは言えないものの、司法修習生は、司法修習生間のやり取り等を通じて各司法修習生の修習地及び組についての情報を得ていることが少なくなく、本件対象文書は、1の(2)で示したとおり和光寮に入寮した司法修習生を50音順に作成したものであり、音によっては修習地及び組と照らし合わせることにより、入寮者の特定が可能となる場合が考えられる。

したがって、修習地及び組に関する情報は、氏名と一体となって個人識別部分に該当するのであるから、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第3の2による部分開示をすることはできない。

ウ 以上によれば、本件対象文書のうち、法第5条第1号に定める不開示情報に相当するとして、氏名、司法修習生の修習地及び組に関する情報を不開示とした原判断は相当である。